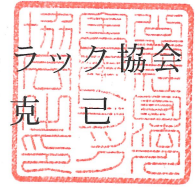




全ト協発第607号(環)
令和4年3月31日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克



「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局長より、別添のとおり「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」について通達が発出されました。

運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しており、平成28年12月には、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態での運転を防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じることが法律上義務付けられました。

こうした状況を受け、産官学の幅広い関係者からご意見を頂きながら、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために、自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました。また、本マニュアルの普及を図るための概要版が併せて作成されました。

本通達では、自動車運送事業者における眼科検診の受診や治療継続の必要性についての理解が浸透し、自主的な視野障害対策を促進するために、本マニュアル及び概要版を活用するよう求められています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、本マニュアル及び概要版を活用し、視野障害による事故防止を図るよう傘下会員事業者への周知徹底方をお願い申し上げます。

なお、本マニュアルについては全ト協ホームページへの掲載及び、概要版を5月1日の「広報とらっく」へ同封いたしますので、会員事業者への周知にご活用ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部
電話03-3354-1045 FAX03-3354-1019

国自安第185号
令和4年3月29日

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定）において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方策を整理し、主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところです。

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しており、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されました。

今般、産官学の幅広い関係者からご意見を頂きながら、別添1のとおり、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために、自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました。また、本マニュアルの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

自動車運送事業者における眼科健診の受診や治療継続の必要性についての理解が浸透し、自主的な視野障害対策を促進するために、本マニュアル及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。